

東広島市立図書館資料収集基準

1 はじめに

図書館は、基本的人権の一つである知る権利、学ぶ権利をもつ市民に対して、将来にわたる自己学習を支援し、市民文化の醸成と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

東広島市立図書館は、役立つ図書館として多様化・高度化する市民の学習ニーズに対応するため、東広島市立図書館設置及び管理条例第4条第1号及び第7号に定めた図書館資料を収集する。

この基準は、その図書館資料収集に必要な方針を定めるものである。

2 基本方針

- (1) 「図書館の自由に関する宣言」(*注)を尊重した資料収集を行う。
- (2) 対立する意見のある資料については、偏りのないよう幅広く収集する。
- (3) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、内容を吟味せずにその著作を排除することはしない。また、特定の思想や主張を支持する目的で資料収集をしない。
- (4) 図書館員の個人的関心や好みによって選択しない。
- (5) 個人、組織、団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れて自己規制しない。
- (6) 人権を侵害する目的で表現された資料、興味本位な性的表現の資料については、原則として収集しない。
- (7) 特定の主題に蔵書が偏ることのないよう、蔵書全体のバランスを考慮し収集する。

3 選択収集の組織と方法

- (1) 資料の収集は、図書館員の合議によって行い、図書館長が決定する。
- (2) 利用者からのリクエストは、資料収集の参考とする。
- (3) 広範な市民の潜在している要望を考慮した収集を図る。

4 資料の収集範囲

図書、逐次刊行物、視聴覚資料、パンフレット類等、多様な形態の資料を収集する。また、将来登場するであろう新しい形態の資料についても、積極的にその収集を検討する。それぞれの資料の収集範囲は次のとおり。

(1) 図書

一般図書、児童書、青少年図書、参考図書、外国語図書

(2) 逐次刊行物

新聞、官報、雑誌

(3) 視聴覚資料

映像資料、録音資料、その他のメディア資料

(4) 高齢者・障害者に対応した資料

大活字本、録音資料、点字本

(5) 地域・行政資料

(6) ファイル資料

切り抜き記事ファイル、広報綴り、パンフレット類等

(7) 地図

(8) 電子書籍等

5 各館の方針

各館が、それぞれの特性を重視しながら、図書館全体としての資料構成を構築する。

刊行が途中のシリーズの図書については、原則として既刊を収集している図書館が引き続き収集する。

(1) 中央図書館

ア 東広島市立図書館の中心となる館として、一般的な資料とともに、必要に応じて専門的資料を収集する。

イ 専門的資料、参考資料、地域・行政資料、新聞縮刷版、その他地域館のサービスを補完する資料を収集する。

ウ 地域・行政資料の中心的保存館として収集するとともに、保存の方法についても検討する。

エ 児童書を積極的に収集する。

(2) 地域図書館

ア その地域の事情、地域住民の生活等を考慮し、利用者の資料要求に応えられるよう、資料を収集する。

イ 住民の一般教養、実用、趣味及び娯楽等に資する資料並びに児童書のほか、調査研究に資するための基礎的な資料を収集する。

(3) 移動図書館

小説等の読み物や実用書、児童書等の利用頻度の高い資料を中心に収集する。

6 寄贈資料

(1) 資料の収集については、寄贈、寄託等を必要に応じて活用する。

(2) 必要に応じて寄贈依頼などを行う。

(3) 寄贈資料についても、この収集基準に従って収集を行う。

7 資料の更新、除籍、保存

(1) 魅力的な資料構成の維持を図るため、適切な資料の更新・除籍を定期的に行う。

(2) 将来も利用が見込まれるもの、類書が極端に少ないもの等、資料的価値の高いものは適切に保存する。

(3) 除籍については、別に定める除籍要綱に基づき適切に行う。

8 その他

(1) 具体的に資料の収集を行うに当たっては、1～7の各項目を基本としつつ、選定の視点や留意すべき事項を記述した選定要綱を別に定め、適切に収集する。

(2) この資料収集基準は、広く市民に公開し、理解と協力を得るように努める。また、今後、図書館サービスの進展及び地域社会の変化等によって必要が生じた場合は、その都度改定するものとする。

附則 この基準は、平成27年11月6日から施行する。

附則 東広島市立図書館資料収集要項（昭和60年9月10日施行）は廃止する。

(*注)

図書館の自由に関する宣言

日本図書館協会

1954年5月30日採択／1979年改訂

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

1. 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である
知る自由は、表現の送り手に対して保障されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自由の保障があつてこそ表現の自由は成立する。
知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは、憲法が示すように、国民の不断の努力によって保持されなければならない。
2. すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である。
3. 図書館は、権力の介入または社会的圧力に左右されることなく、自らの責任にもとづき、図書館間の相互協力をふくむ図書館の総力をあげて、収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである。
4. わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する「思想善導」の機関として、国民の知る自由を妨げる役割 さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならない。図書館は、この反省の上に、国民の知る自由を守り、ひろげていく責任を果たすことが必要である。
5. すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあつてはならない。
外国人も、その権利は保障される。
6. ここに掲げる「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためであつて、すべての図書館に基本的に妥当するものである。
この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第1 図書館は資料収集の自由を有する

1. 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。

2. 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。その際、
 1. (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
 2. (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
 3. (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
 4. (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
 5. (5) 寄贈資料の受入にあたっても同様である。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。
3. 図書館は、成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる。

第2 図書館は資料提供の自由を有する

1. 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。

図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。

提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。

 1. (1) 人権またはプライバシーを侵害するもの
 2. (2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの
 3. (3) 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料
2. 図書館は、将来にわたる利用に備えるため、資料を保存する責任を負う。図書館の保存する資料は、一時的な社会的要請、個人・組織・団体からの圧力や干渉によって廃棄されることはない。
3. 図書館の集会室等は、国民の自主的な学習や創造を援助するために、身近にいつでも利用できる豊富な資料が組織されている場にあるという特徴を持っている。

図書館は、集会室等の施設を、営利を目的とする場合を除いて、個人、団体を問わず公平な利用に供する。
4. 図書館の企画する集会や行事等が、個人・組織・団体からの圧力や干渉によってゆがめられてはならない。

第3 図書館は利用者の秘密を守る

1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
2. 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。
3. 利用者の読書事実、利用事実は、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

第4 図書館はすべての検閲に反対する

1. 検閲は、権力が国民の思想・言論の自由を抑圧する手段として常用してきたものであって、国民の知る自由を基盤とする民主主義とは相容れない。
検閲が、図書館における資料収集を事前に制約し、さらに、収集した資料の書架からの撤去、廃棄に及ぶことは、内外の苦渋にみちた歴史と経験により明らかである。
したがって、図書館はすべての検閲に反対する。
2. 検閲と同様の結果をもたらすものとして、個人・組織・団体からの圧力や干渉がある。
図書館は、これらの思想・言論の抑圧に対しても反対する。
3. それらの抑圧は、図書館における自己規制を生みやすい。しかし図書館は、そうした自己規制におちいることなく、国民の知る自由を守る。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

1. 図書館の自由の状況は、一国の民主主義の進展をはかる重要な指標である。図書館の自由が侵されようとするとき、われわれ図書館にかかわるものは、その侵害を排除する行動を起こす。このためには、図書館の民主的な運営と図書館員の連帯の強化を欠かすことができない。
2. 図書館の自由を守る行動は、自由と人権を守る国民のたたかいの一環である。われわれは、図書館の自由を守ることで共通の立場に立つ団体・機関・人びとと提携して、図書館の自由を守りぬく責任をもつ。
3. 図書館の自由に対する国民の支持と協力は、国民が、図書館活動を通じて図書館の自由の尊さを体験している場合にのみ得られる。われわれは、図書館の自由を守る努力を不断に続けるものである。
4. 図書館の自由を守る行動において、これにかかわった図書館員が不利益をうけることがあってはならない。これを未然に防止し、万一そのような事態が生じた場合にその救済につとめることは、日本図書館協会の重要な責務である